

議案第 6 0 号

和光市立公園条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市立公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市立公園条例の一部を改正する条例

和光市立公園条例（昭和 4 4 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(指定管理者による管理)

第 2 2 条 市長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に次に掲げる市立公園の管理に関する業務を行わせることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 都市公園法第 7 条第 1 項第 6 号に規定する仮設工作物のうち、市立公園の設置目的の範囲内で設けられるものの占用の許可に関する業務

(6) (略)

2 第 8 条、第 9 条、第 1 2 条、第 1 4 条から第 1 9 条までの規定は、前項の指定管理者による管理について準用する。この場合において、第 8 条（第 6 項を除く。）、第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 1 2 条、第 1 4 条第 1 項、第 1 6 条及び第 1 9 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 1 7 条第 3 項から第 5 項、第 1 8 条及び第 1 9 条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

別表第 3（第 1 3 条関係）

公園	有料公園施設
和光市アーバンアクア公園	野球場、庭球場、フットサル場、サッカー場、多目的広場、 <u>夜間照明設備</u> 、会議室、駐車場

別表第 5（第 1 7 条関係）

有料公園施設	利用目的	単位	使用料の額
野球場	(略)		
庭球場			
フットサル場			
サッカー場			

改正前

(指定管理者による管理)

第 2 2 条 市長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に次に掲げる市立公園の管理に関する業務を行わせることができる。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

2 第 8 条 （第 2 項及び第 3 項を除く。）、第 9 条、第 1 2 条、第 1 4 条から第 1 9 条までの規定は、前項の指定管理者による管理について準用する。この場合において、第 8 条 （第 2 項、第 3 項及び第 6 項を除く。）、第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 1 2 条、第 1 4 条第 1 項、第 1 6 条及び第 1 9 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 1 7 条第 3 項から第 5 項、第 1 8 条及び第 1 9 条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

別表第 3（第 1 3 条関係）

公園	有料公園施設
和光市アーバンアクア公園	野球場、庭球場、フットサル場、サッカー場、多目的広場、会議室、駐車場

別表第 5（第 1 7 条関係）

有料公園施設	利用目的	単位	使用料の額
野球場	(略)		
庭球場			
フットサル場			
サッカー場			

多目的広場			
夜間照明設備	テニスで利用する場合	1面1時間につき	300円
	フットサルで利用する場合		
会議室	(略)		
駐車場			
備考			
1 (略)			
2 市民以外の者が利用し、又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合の使用料の額は、 <u>夜間照明設備及び駐車場を除き、備考1に定める額に、当該額に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。</u>			
<u>3 単位時間に満たない端数が生じたときは、これを単位時間に切り上げるものとする。</u>			
4・5 (略)			

多目的広場	
会議室	(略)
駐車場	
備考	
1 (略)	
2 市民以外の者が利用し、又は市民以外の者を主たる対象として利用する場合の使用料の額は、駐車場を除き、備考1に定める額に、当該額に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。	
<u>3 利用時間が2時間に満たない場合は、2時間とする。</u>	
4・5 (略)	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和5年6月8日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

和光市アーバンアクア公園の夜間照明設備使用料を定めるため、都市公園法第18条及び地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。